

前橋市廃棄物減量等推進審議会の募集要項

本市は、ごみの減量や資源化の取り組みを考える廃棄物減量等推進審議会を設置しています。清掃行政に関心があり、委員として参加いただける市民の方を募集します。

1 公募する委員数

3人

2 応募資格

(1)から(6)のすべての条件を満たす人

(1) 応募日現在、本市に住所を有する人。

(2) ごみの減量や3Rの推進、ごみ処理の方法など清掃行政について広く関心を持っている人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない人

(4) 令和8年4月1日現在で年齢が満20歳以上の人

(5) 年に数回、平日に開催される会議に出席できる人

(6) 応募日現在において本市の審議会等の委員となっていない人

3 応募方法

応募申込書に必要事項を記入の上、郵送（当日消印有効）、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。（メールの場合は、電話で受信確認をしてください。）

4 応募書類の提出先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市環境部ごみ政策課ごみ減量係

電話：027-898-6272

Eメールアドレス：gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

5 応募期限

令和8年9月18日（金）

6 選考方法

選考基準に基づく応募書類の審査

7 選考結果のお知らせ

選考結果については、応募者本人へ郵送によりお知らせします。

8 委員の任期

委員の任期は、令和8年10月30日から2年間です。